学校いじめ防止基本方針

**令和７年度　手熊小学校いじめ防止基本方針**

●いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」平成２５年9月28日施行）

　　「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

※起こった場所は学校の内外を問わない。

●いじめへの基本姿勢

　（１）「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底させる。特に、いじめる児童に対しては、出席停止等の措置を含め、毅然とした態度で指導する。

　（２）「『いじめ』の判断は、いじめられた児童の立場に立って行う」という認識のもと、いじめられている児童を学校が全力で守る（心身の安全を保障・確保する）という姿勢を、日頃から児童に示しておく。

【**目指す子ども像】「自立・共生・創造」**

**○　自ら学び、工夫する子**

**〇　体と心をきたえる子**

**〇　規律正しく、思いやりのある子**

**○　地域を大切にする子**

いじめ対策委員会

【専門家・外部関係者】

○幅広い外部専門家を活用し、いじめ問題の解決に向け調整・支援する取組を行う。

○必要に応じて、ＳＣ、ＳＳＷ、学校サポ－タ－の派遣要請を行う。

【目標】いじめの早期発見と適切な対応を促進する。

【組織】いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」に基づき、校長・教頭・生活指導主任・養護教諭・学級担任で構成する。

【活動内容】①月に１回、定期的な会議を開催する。

　　　　　　②いじめ事案に関して日常的に、関係者が情報交換を行い、必要であれば臨時会議を行う。

児童会活動

* 望ましい集団活動を目標にする特別活動の充実を図り、児童自身がいじめをなくそうと努力することが大事であるので、よりよく生きるための自主性・自治性を育てる。

関係機関との**連**携

* 日常的に情報発信を行う。
* いじめ発生の場合は、個人情報に留意しつつ、正確な情報提供を行う。
* 協議に関する具体的な検討事項を学校として整理してから会議に臨む。

育友会・地域との連携

* 学級規模のいじめでは、いじめられている保護者の意向を確認し、学級懇談会で事実を伝え、学校の指導への協力を求める。
* プライバシ－には配慮し、解決策を共に考えてもらう。

（いじめの禁止）　第４条　児童等は、いじめを行ってはならない。　　　　　　　　　※いじめ防止対策推進法より抜粋

（保護者の責務等）第９条　保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

（学校及び学校の教職員の責務）第８条　学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

①　いじめの重大性について日頃から危機感をもち、校長を中心にいじめ問題に対して、即対応できる指導体制を整える。

②　人権教育・平和教育の充実を図り、心の時間や集会を中心に全ての教育活動を通して、互いによさを認め合い、平和的な人間関係を築いていこうとする態度を育てる。

③　「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を日頃から児童一人一人に徹底する。

④　週１時間の道徳の授業を充実させ、道徳的心情を高め、道徳的実践力を培う授業改善を図る。

⑤　キャリア教育を意識した取組を充実させる。道徳や特活、教師講話、中学校との連携などを通して、自分の夢や目標をもち、自信をもって自分のよさを伸ばしていこうとする児童の育成に努める。

⑥　育友会や評議員会、地域の会合等でいじめ問題について取り上げ、家庭や地域と一体となって児童を見守る体制作りに取り組む。

　いじめの防止

①　毎月情報交換会を行う。情報交換会には全職員が参加し、全員で情報を共有し、速やかな対応策を講じる。

②　定期的に個人面談やアンケート調査を行い、いじめの実態把握を行う。

③　児童のささいな変化に気付くことができるよう、家庭との連携を密に図る。

　いじめの早期発見

①　「報告・連絡・相談」を合い言葉に、いじめかどうかを一人で判断することなく、すぐに職員間で情報を共有し、校長を中心に一致協力して、いじめ防止にかかわる手立てを講じ、実践する体制を整える。

②　いじめ、あるいはいじめと疑われる行為を発見した場合は、まずその行為を止めることを全職員で共通認識しておく。

③　いじめの訴えがあった場合、まずは本人や保護者の話を傾聴する。正確な情報収集と事実関係の把握を行う。事実を隠すことなく、保護者等と協力して適切に対応する。

④　いじめられている児童について、学校が徹底して守り通すという姿勢を示す。

⑤　いじめた児童について、孤立感を与えることがないよう配慮しつつ情報収集を行い、いじめが確認された場合、いじめをやめさせ再発防止の措置をとる。保護者へ継続的な助言を行う。

⑥　いじめをはやし立てる「観衆」や、暗黙の了解を与えている「傍観者」の中から、いじめを抑制したり相談したりできる「仲裁者」が表れるような働きかけや集団作りを行う。

⑦　状況に応じて、外部専門家や児童相談所、警察との連携や協力を得る。

　いじめに対する措置

1. 重大事態（下記※１，２）を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

【学校（電話・「いじめの重大事態発生報告書」）→教育委員会→市長】

※１ 児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

※２ 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②　教育委員会の指示に従い、迅速かつ慎重に調査・報告を行う。

③　被害・加害児童とその保護者の要望、意見を十分にくみ取る。公表や報道対応など、プライバシーに配慮し、正確かつ一貫した情報提供を行う。

　重大事態発生時の取組

**いじめが発生した場合の手熊小対応フロー図**

◆児童の些細な変化に気付く力を高める◆

○いじめが疑われるような動きやいじめの発見があった場合

○児童生徒や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

○定期的なアンケ－トや面談の実施

**いじめの情報**

**情報キャッチャー**

◆迅速かつ複数で、組織的に対応◆

○遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、いじめを軽視せず、積極的にいじめを認知し、まずは、そのとき、その場で素早く対応する。

教頭・校長への報告

**担任・生活指導主任へ報告**

直ちに報告する

◆いじめの事実確認◆

○速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

関係機関

**いじめ対策委員会**

◆今後の方向性と支援内容◆

○「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導･支援体制を話し合う。いじめを受けた児童の安全確保を最優先とし、いじめた児童には毅然とした態度で指導を行う。

○犯罪行為と判断した場合は、警察署に相談し、適切に援助を求める。

**加害児童への継続した指導**

**被害児童への継続した支援**

○ 被害児童を守り抜くという姿勢を示すともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、話しやすい雰囲気をつくると共に、心のケアに努め、寄り添って支える体制を構築する。

○ いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあっても上手く解消させ、いじめに向かわせないような支援を行う。

○ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

○関係のある教職員を中心に確認後すぐ、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行う。

○被害児童の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後のケアの取組について話合い、理解と協力を求める。

○加害児童の保護者へは、事案の具体的な内容や被害児童の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について理解と協力を依頼する。但し、一方的な過失を責めるのではなく、児童への具体的な支援についても話し合う。

**保護者への継続した支援と助言**

**状況に応じて指導･支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。**

**※【留意事項】　校内研修の充実・校務の効率化・学校評価と職員評価・地域や家庭との連携**

**【年間活動計画】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **月** | **活動内容** | **月** | **活動内容** |
| **４** | **生活指導年間指導計画立案****・情報交換会・生活アンケート** | **１０** | **情報交換会・生活アンケート** |
| **５** | **情報交換会・生活アンケート** | **１１** | **情報交換会・生活アンケート・人権アンケート** |
| **６** | **情報交換会・生活アンケート** | **１２** | **情報交換会　・生活アンケート・２学期まとめ** |
| **７** | **情報交換会・生活アンケート・１学期のまとめ** | **１** | **情報交換会・生活アンケート** |
| **８** | **情報交換会・生活アンケート** | **２** | **情報交換会・生活アンケート** |
| **９** | **情報交換会・生活アンケート** | **３** | **情報交換会　１年間の振り返り** |

**【様々な相談機関】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **相　談　窓　口** | **電話番号・メールアドレス** | **相　談　時　間** |
| **長崎市こども相談センター** | **095-829-1122メール・LINE相談あり** | **8:45～17:30****（月～金）** |
| **長崎市教育研究所教育相談室** | **0120-556-275soudan@nagasaki-city.ed.jp** | **9:00～16:00****（月～金）** |
| **長崎市こども・子育てイーカオ相談** | **095-822-3725LINE相談あり** | **8:45～17:30****（月～金）** |
| **長崎こども・女性・障害者****支援センター** | **095-844-6166** | **9:00～17:45****（月～金）** |
| **子ども・家庭１１０番** | **095-844-1117** | **9:00～20:00** | **（毎日）** |
| **長崎子ども・若者総合相談センター****（ゆめおす）** | **095-824-6325yumeosu@n-kodomo-wakamono.jp** | **10:00～22:00****（月～水、金）** |
| **10:00～18:00 （土）** |
| **長崎県警察本部ヤングテレホン** | **0120-786714** | **9:00～17:45****（月～金）** |
| **長崎いのちの電話** | **095-842-4343** | **9:00～22:00（毎日）** |
| **第1・3土曜日は24時間** |
| **こころの電話** | **095-847-7867** | **9:00～12:00 13:00～15:15****（月～金）** |
| **こどもの人権１１０番** | **0120-007-110メール・LINE相談あり** | **8：30～17:15****（月～金）** |
| **24時間子供SOSダイヤル** | **0120-0-78310** | **24時間（毎日）** |

**【いじめ早期発見のためのチェックリスト】**

1. いじめられている子どもが発するサイン

□衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。

□傷やあざがあるのか、腕や足、首などの肌を隠そうとする。

□頭痛、腹痛、吐き気などを訴え、保健室や職員室への出入りが頻繁にある。

□どこかおどおどして、おびえているように感じられる。

□元気のない、あるいは浮かない表情をしている。

□親や教師と視線を合わせようとしない。（大人の目を避けようとする）

□何事にも集中力がなくなり、ぼんやりすることが多い。

□周りの友達に異常なほど気をつかっているように見える。

□友達の言いなりになっているように見える。

□今まで仲良くしていたグループから急に離れた。

□交友関係が急に変わった。

□不快なあだ名で呼ばれることがある。

1. いじめている子が発するサイン

□友達を呼び捨てにしたり、軽蔑した口調で話したりする。

□ほかの子どもに対して威嚇するような態度をとる。

□グループで行動し、他の子どもに指示をすることが多い。

□自分のものではない品物を多く持っている。

□お金の使い方が荒くなる。

□帰宅時間が遅くなり、言葉遣い等が悪くなる。

1. 学級の雰囲気から発せられるサイン

□特定の子どもが発言をした際に、からかったり冷やかそうとしたりする雰囲気がある。

□班編成の際に孤立しがちな子どもがいる。

□グループにしかわからないあだ名で特定の子どものことを話している。

□全体的にやる気がなく、行事などでも盛り上がらない。

□特定の子どもが当番活動や係活動を何度も担当し、役割分担が見られない。

□休み時間などに、特定のグループが校内の特定の場所に集まる。

□ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気が感じられる。

　【子どもを見守る大人が心掛けなければならないこと】

□「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識が徹底されているか？

□いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるという認識をもっているか？

□いじめは「いじめられる側にも問題がある」という誤った認識をもっていないか？

□子どもを「ひとりの人間として、人権をもつ権利の主体者」として認めているか？

□子どもが苦しい時に、「相談したい」と思うような関わり方をしているか？